

## 第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策<概要>

### 県アレルギー疾患対策の目標と取組

指針の目標：アレルギー疾患の発症が抑えられ、患者の症状が軽減し、生活の質が守られる。

#### 1. アレルギー疾患に関する普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

あるべき姿

県民に正しい知識と理解が広がるとともに、生活環境の改善が図られ、アレルギー疾患の症状が軽減する。

《目 標》

- アレルギー疾患の知識や情報が得られやすい体制が作られる。
- 生活環境においてアレルゲンの軽減や回避をしやすい環境づくりが推進される。  
(大気環境、花粉症、受動喫煙、食品表示、室内環境等)

《主な取組》

- ① ホームページの整備による情報の集約 (疾病対策課・拠点病院) 新
- ② 患者及び家族、一般県民を対象とした講演会の開催 (拠点病院) 新
- ③ 各アレルゲン対策の実施
  - ア 大気環境基準の確保 (大気環境課)
  - イ 花粉症対策 (森づくり課)
  - ウ 受動喫煙の防止 (健康長寿課)
  - エ アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策 (食品安全課)
  - オ 室内環境におけるアレルゲン対策 (生活衛生課・衛生研究所)

## 2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

### あるべき姿

アレルギー疾患の診療を行う医療機関に診療ガイドラインに基づいた標準治療が普及し、誰もが必要な時にアクセスでき適切な治療を受けられる。

- 《目 標》
- 医師等の医療従事者が最新の情報を得られる。
  - 医療機関の連携により、症状や重症度に応じた医療を受けられる。
  - 県民がわかりやすい医療情報を得られる。

- 《主な取組》
- ① 医師等医療従事者研修会の定期的な開催（拠点病院）新
  - ② アレルギー疾患医療連絡協議会における医療提供体制の検討（疾病対策課）新
  - ③ 医療機関調査による診療情報の収集とホームページでの提供（拠点病院）新

### 3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

#### あるべき姿

アレルギー疾患患者が周囲の関係者に気軽に相談ができ、日常生活に必要となる適切な配慮や工夫により、生活の質が守られる。

#### 《 目 標 》

- 相談や支援に携わる関係者が最新の知識や情報を得られる
- 地域における相談体制が充実し、誰もが個別の状況に応じた相談ができる。
- 保育所や学校、高齢者や障害者等の社会福祉施設において適切な支援を受けられる。
- 関係機関の連携体制が整い、必要時適切な対応が図られる。
- 災害時においても症状の悪化が予防できる。

#### 《 主な取組 》

- ① 保育所、学校等の教職員研修会の定期的な開催（拠点病院・保健体育課・疾病対策課）
- ② 母子保健の従事者に向けた研修会の開催等（拠点病院・健康長寿課・疾病対策課）**新**
- ③ アレルギー疾患相談窓口の設置・運営（拠点病院）**新**
- ④ 公立学校における食物アレルギー対応に関する課題を検討する委員会の開催（保健体育課）
- ⑤ 保育所や学校等の集団生活における保育所、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の普及と適切な活用（疾病対策課・保健体育課・その他関係課）**新**
- ⑥ 「県アレルギー疾患対策推進計画庁内連絡会議」や「県アレルギー疾患医療連絡協議会」における情報共有と連携（疾病対策課）**新**
- ⑦ アレルギー疾患に配慮した食料備蓄や避難所運営の支援（消防防災課）